

3 都市公園の整備及び管理の方針

都市の重要な緑地である都市公園については、平成29（2017）年都市緑地法の改正により、緑の基本計画の法定記載事項として、従来の「整備の方針」に「管理の方針」が加わり「都市公園の整備及び管理の方針」を記載することが定められました。

（1）都市公園を取り巻く国の動向

①都市公園法等の改正

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市公園法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました。

都市公園法の改正においては、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ（平成28（2016）年 国土交通省）」を受け、新たな時代における都市公園等のあり方は、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべきとされています。

新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点は以下の3つとされており、本計画においても、これらを重視しながら取組を推進していくこととします。

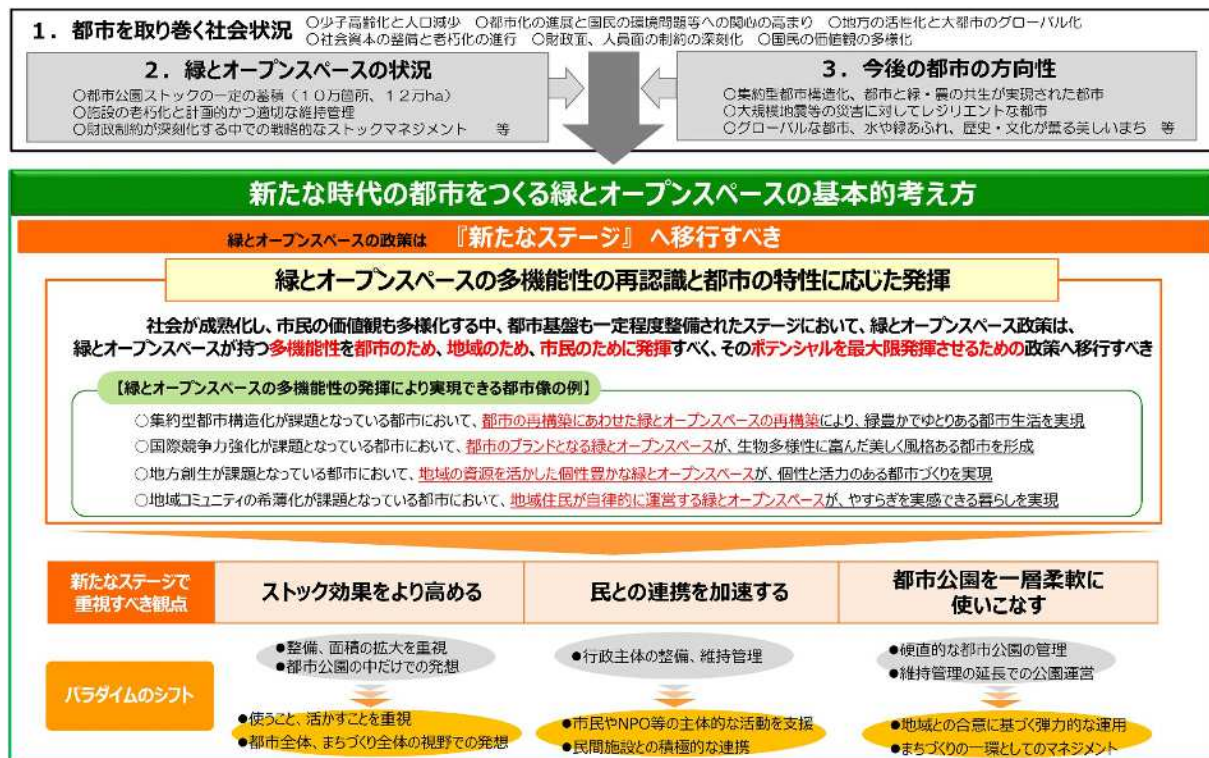


図 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要（資料：国土交通省）

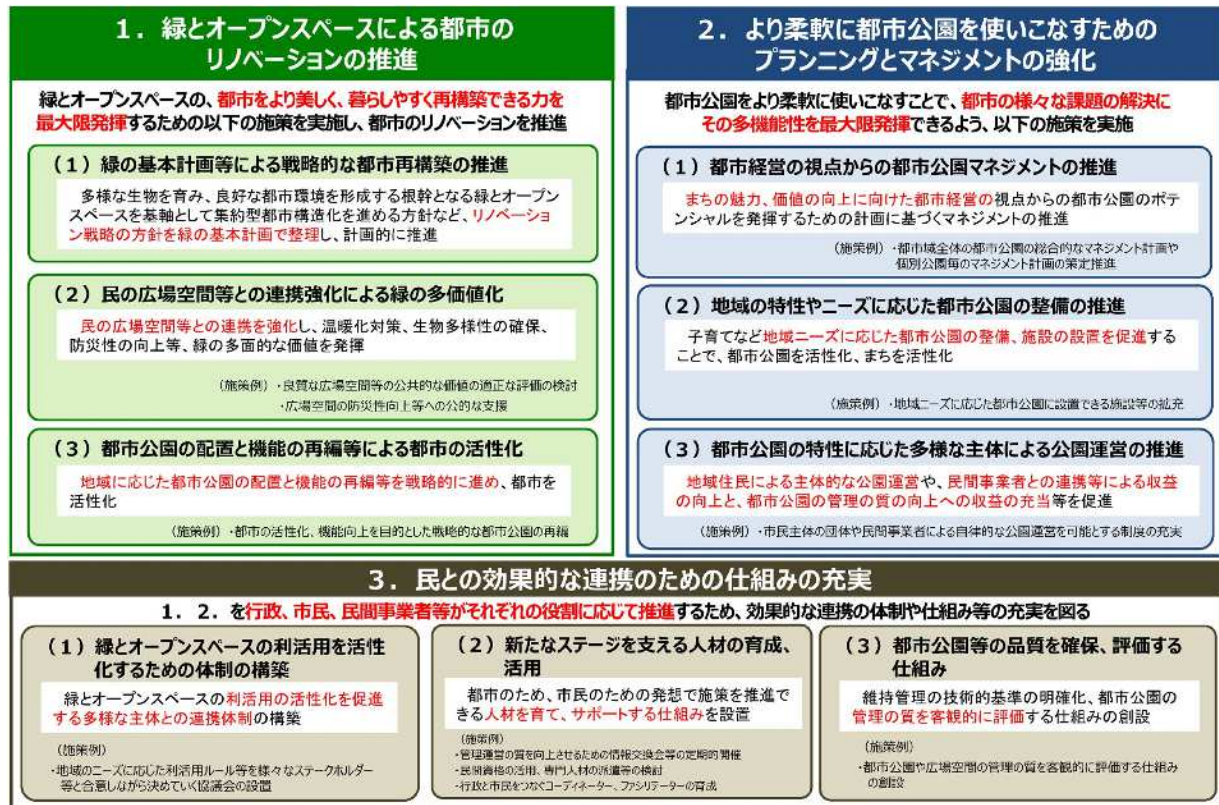


図 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要（資料：国土交通省）

②都市公園の柔軟な管理運営のあり方について

平成29（2017）年の都市公園法改正により公募設置管理制度(Park-PFI)や協議会制度等、公園に関する新たな制度が創設されました。

法改正から5年が経過し、多様な主体の連携により公園のハード面の充実を図る制度の活用は一定程度進み、先進的・効果的な事例もあるものの、より柔軟に公園を使いこなすための公園の管理運営に関しては、依然として課題が残されたままです。加えて、デジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたニューノーマル社会への対応など、社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな意義・役割への対応も含めて、未完の事項について喫緊の方策立案が求められています。

新たな時代の公園として、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すと考えました。その実現に必要な3つの変革と3つの重点戦略を挙げ、「グリーンインフラとしての保全・利活用」など7つの取組が掲げられています。本市においても、それらを意識した施策を展開していく必要があります。

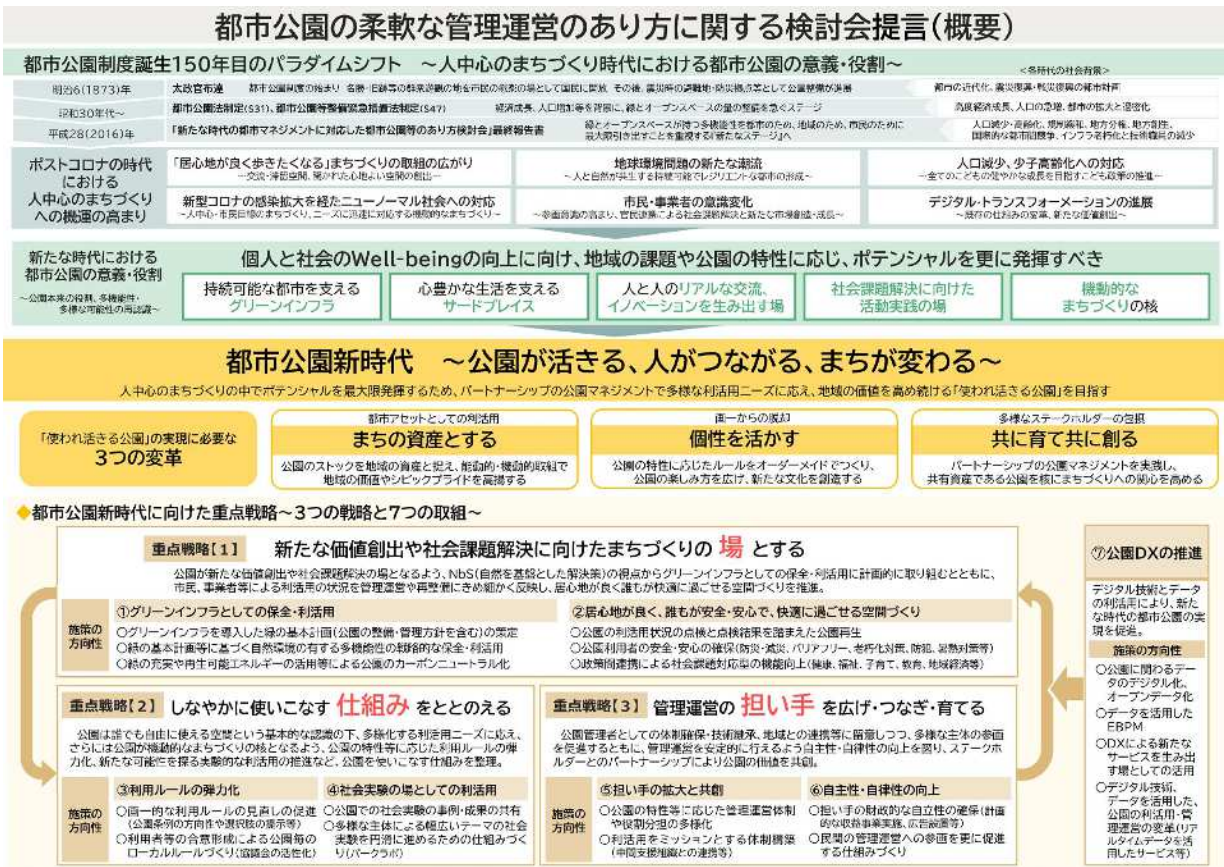


図 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要) (資料:国土交通省)

(2) 都市公園を取り巻く本市の状況

①整備状況

本市には、国営かさだ広場や岐阜県が管理する各務原公園を含め、191箇所248.58ha(令和6(2024)年度末)の都市公園があります。都市公園の箇所数は、街区公園が最も多く、全体の約8割を占めています。さらに近隣住区内に居住する市民のための住区基幹公園(街区公園・近隣公園・地区公園)は、全体の約9割を占めています。その都市公園の多くは、昭和40～50年代に集中的に整備され、供用開始から40年以上が経過した公園が約4割を占めています。

また、市民一人当たりの都市公園の面積は、17.26㎡/人(本市の令和2(2020)年国勢調査人口144,521人)となり、都市公園法施行令や各務原市都市公園条例において標準とされる10㎡/人を大きく上回っています。

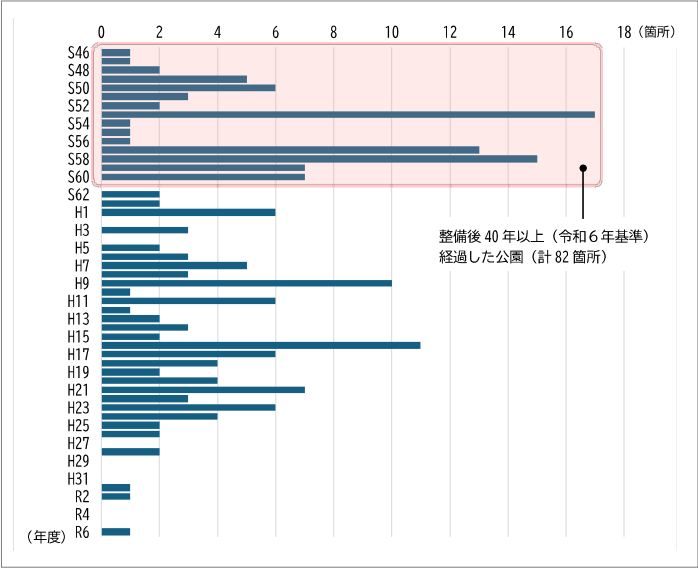


図 都市公園の整備経過

表 都市公園の個所数及び面積

都市公園	住区基幹公園						都市基幹公園						特殊公園				国営公園		都市緑地		都市林		緑道	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
	191	248.58	155	25.66	6	12.66	6	28.87	2	46.98	2	37.29	1	1.07	1	8.48	3	66.40	13	12.95	1	7.40	1	0.82

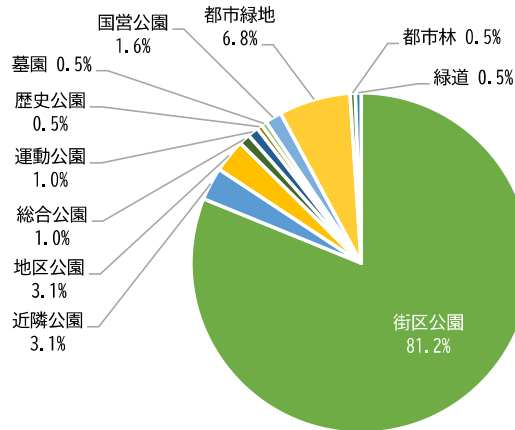


図 都市公園の種別割合(箇所数)

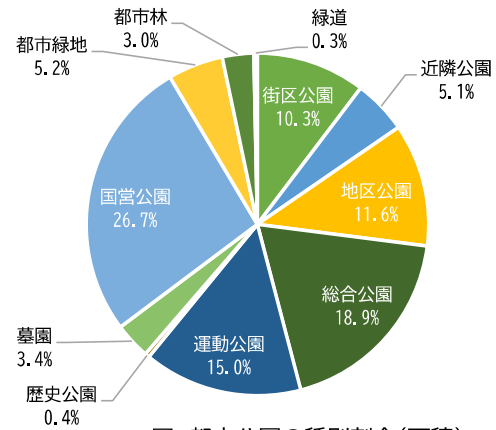


図 都市公園の種別割合(面積)

コラム

都市公園の種類

住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

(資料：国土交通省 HP)

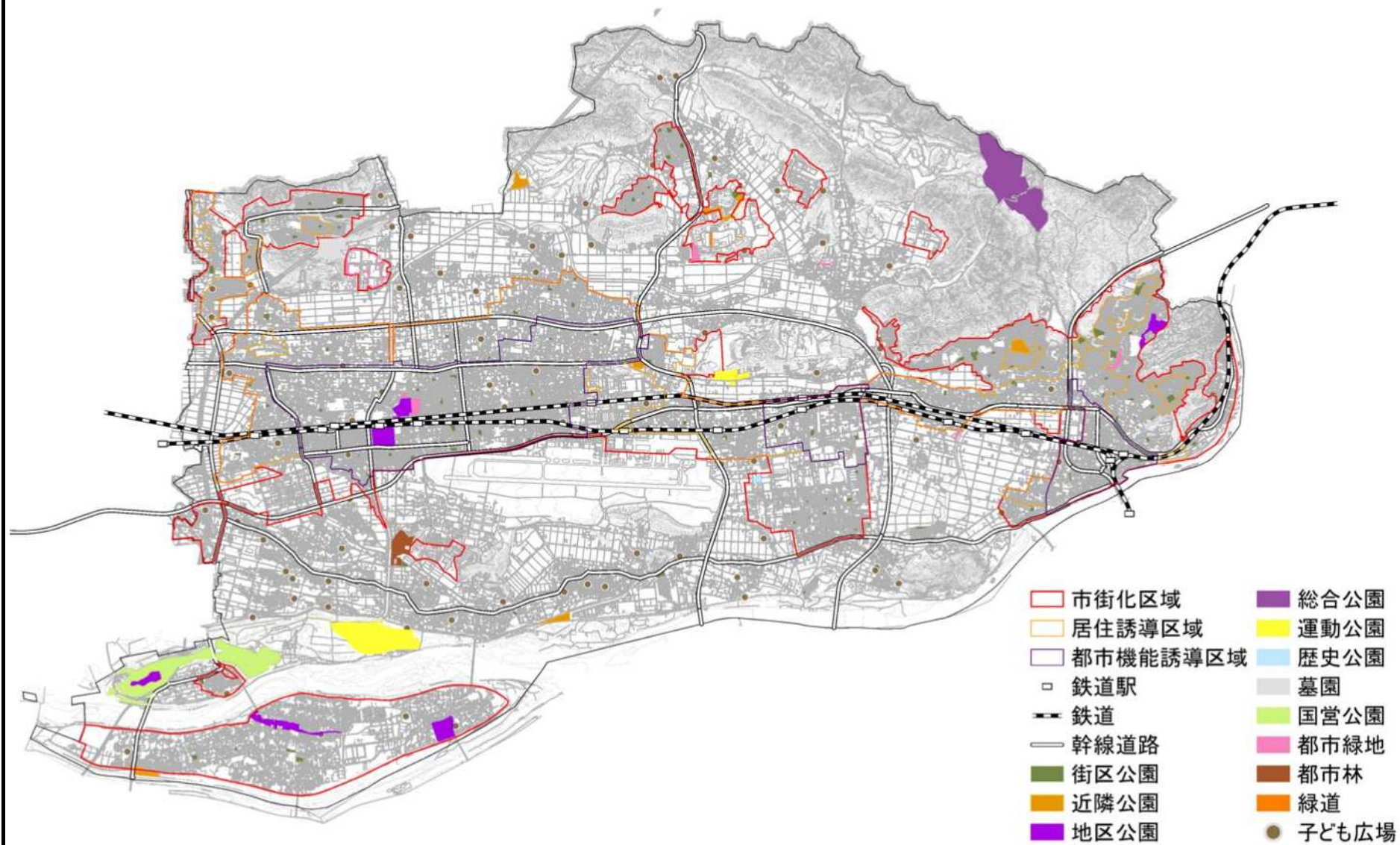


図 都市公園等の分布

②配置状況

市街化区域に対する住区基幹公園（令和6（2024）年度末時点）の公園誘致圏域の人口カバー率は約78.0%です。さらに、自治会管理の子ども広場を含めると、市全体で約82.4%までカバーされています。また、宅地開発のされた地域等では、公園誘致圏域が重複している箇所がみられます。

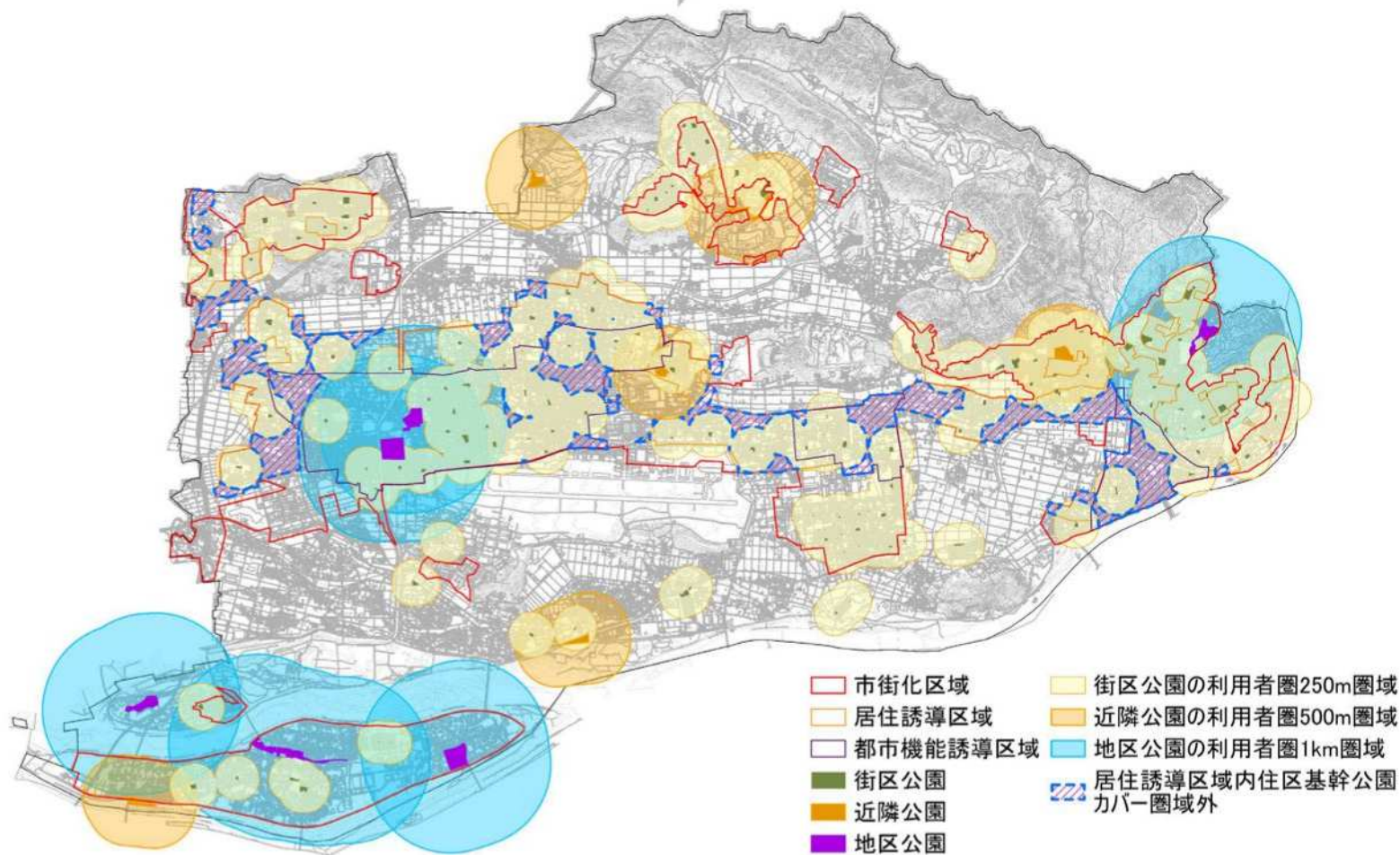


図 住区基幹公園の配置状況

表 住区基幹公園の人口と人口カバー率

区域		都市機能誘導区域		居住誘導区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
		令和2年		令和2年	令和2年	令和2年	令和2年
		人口(人)	人口カバー率	人口(人)	人口カバー率	人口(人)	人口カバー率
住区基幹公園	街区公園	27,550	69.0%	49,965	65.9%	78,537	66.8%
	近隣公園	1,232	3.1%	3,014	4.0%	7,480	6.4%
地区公園	人口(人)	15,976	40.0%	23,569	31.1%	37,622	32.0%
	人口カバー率	40.0%	31.1%	31.1%	18.8%	5,077	4.5%
住区基幹公園	人口(人)	32,622	81.7%	57,406	75.7%	91,703	78.0%
	人口カバー率	81.7%	75.7%	75.7%	45.5%	12,266	10.7%
住区基幹公園	人口(人)	34,596	86.6%	62,794	82.8%	98,175	83.5%
	人口カバー率	86.6%	82.8%	82.8%	77.8%	20,971	18.3%
+子ども広場		86.6%	82.8%	82.8%	83.5%	77.8%	82.4%

※人口は令和2年国勢調査結果による

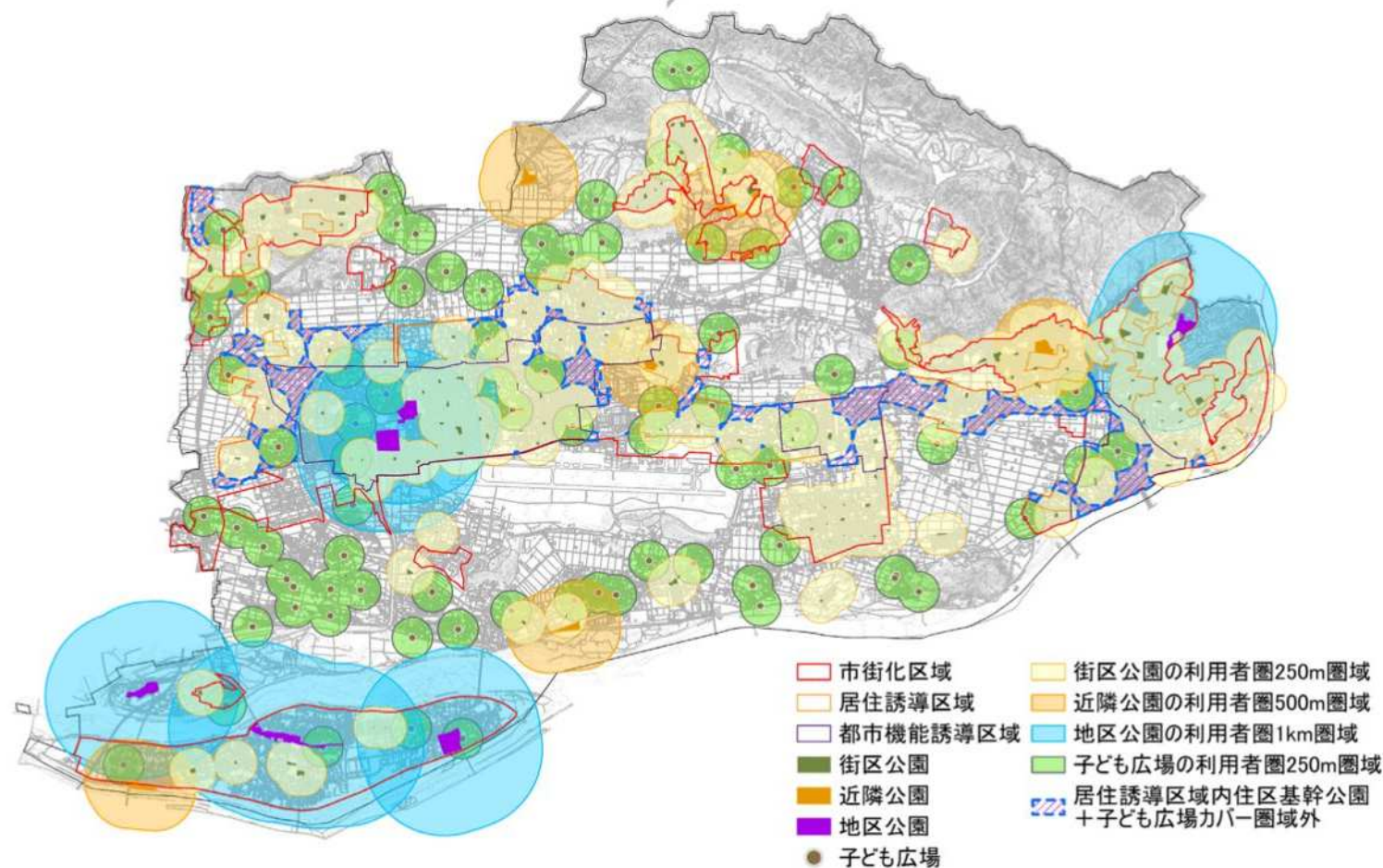


図 住区基幹公園（子ども広場含む）の配置状況

表 住区基幹公園の人口と人口カバー率

区域		都市機能誘導区域		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
		令和2年	令和2年	令和2年	令和2年	令和2年
住区基幹公園	人口(人)	27,550	49,965	78,537	6,957	85,495
	人口カバー率	69.0%	65.9%	66.8%	25.8%	59.2%
街区公園	人口(人)	1,232	3,014	7,480	1,653	9,134
	人口カバー率	3.1%	4.0%	6.4%	6.1%	6.3%
近隣公園	人口(人)	15,976	23,569	37,622	5,077	42,699
	人口カバー率	40.0%	31.1%	32.0%	18.8%	29.5%
地区公園	人口(人)	32,622	57,406	91,703	12,266	103,969
	人口カバー率	81.7%	75.7%	78.0%	45.5%	71.9%
住区基幹公園 +子ども広場	人口(人)	34,596	62,794	98,175	20,971	119,146
	人口カバー率	86.6%	82.8%	83.5%	77.8%	82.4%

※人口は令和2年国勢調査結果による

③管理状況

街区公園など地域の身近な公園の管理については、専門性が求められる遊具の点検や高木剪定などの危険を伴う作業は市が実施し、トイレ清掃やゴミ拾い、落葉清掃などの日常管理は、地元自治会にお願いしています。また、芝生広場のある公園については、原則、市が芝刈りを行い、グランドゴルフや夏祭りなどの自治会行事に合わせて、自治会が自ら行っている公園もあります。さらに、すでに公園管理の一部をパークレンジャーなどの団体と連携して行っている公園もあります。



自治会による公園管理（新鵜沼公園）

また、広大は緑地空間を有する学びの森は、令和元（2019）年度から専門業者により緑の一括管理を行い、質の高い緑を維持しています。



学びの森一括管理状況

④財政状況（維持管理費）

都市公園等に関する維持管理費をみると、若干の変動はあるものの緩やかに増加しています。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症により自治会活動が制限されたことから市管理により負担増となっています。今後も人件費高騰などにより、維持管理費は上昇していくと想定されます。

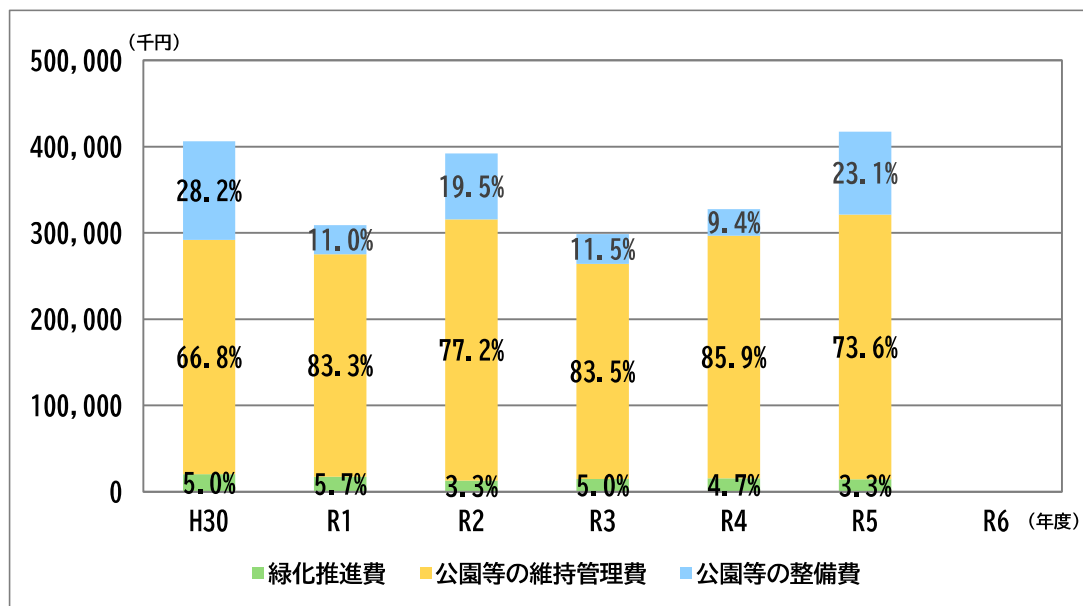


図 都市公園等に関する財政状況

- ◆緑化推進費 花苗配布・接道緑化補助・ブロック塀撤去・パークレンジャー活動費補助・公園ツアー
- ◆公園等の維持管理費 公園施設長寿命化・維持補修費・光熱水費・子ども広場補助
- ◆公園等の整備費 公園リニューアル・公園新設

（3）都市公園に関する市民意識

本市の公園に関してどのように感じているかを把握するため、2章で示したとおり市民アンケート調査を実施しました。ここでは、アンケート項目のうち、公園に関する結果について記載しています。

①調査概要（再掲）

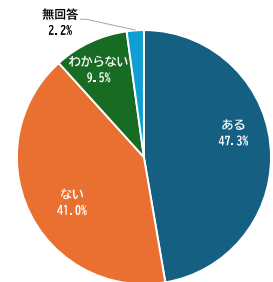
調査期間	令和6（2024）年10月4日～10月25日
調査対象者	市内在住の18歳以上の市民3,000人
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWEB 回答
配布数	3,000件
回収数	1,094件（回収率36.5%）郵送回答：811件、WEB 回答：283件

②調査結果

Q. お住まいの地域の近くに、行きたくなると思う公園はありますか。

○行きたくなると思う公園については「ある」が最も多く約47%、「ない」が41%を占めており、おおむね半分で意見が分かれる結果となりました。

行きたいと思う公園はあるか



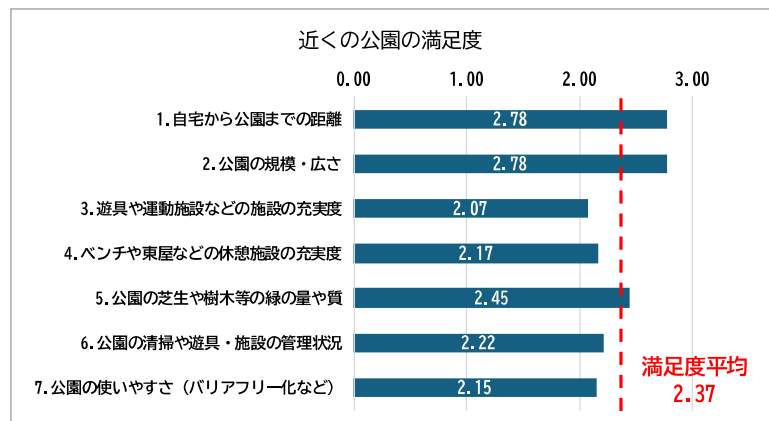
Q. お住まいの地域の近くの公園について、どのように感じていますか。

（1：満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. わからない）

○公園の満足度が平均より高い項目は、「1. 自宅から公園までの距離」、「2. 公園の規模・広さ」、「5. 公園の芝生や樹木等の緑の量や質」となっています。

○また、満足度が平均より低い項目は、「3. 遊具や運動施設などの施設の充実度」、「7. 公園の使いやすさ（バリアフリー化など）」などです。

○今後の施設更新やリニューアルの際には、公園の質の向上を念頭に遊具等の施設の充実、ベンチ等の休憩施設の充実、バリアフリー化等、地域ニーズに対応した「行きたいと思う公園」に整備していくことが求められています。

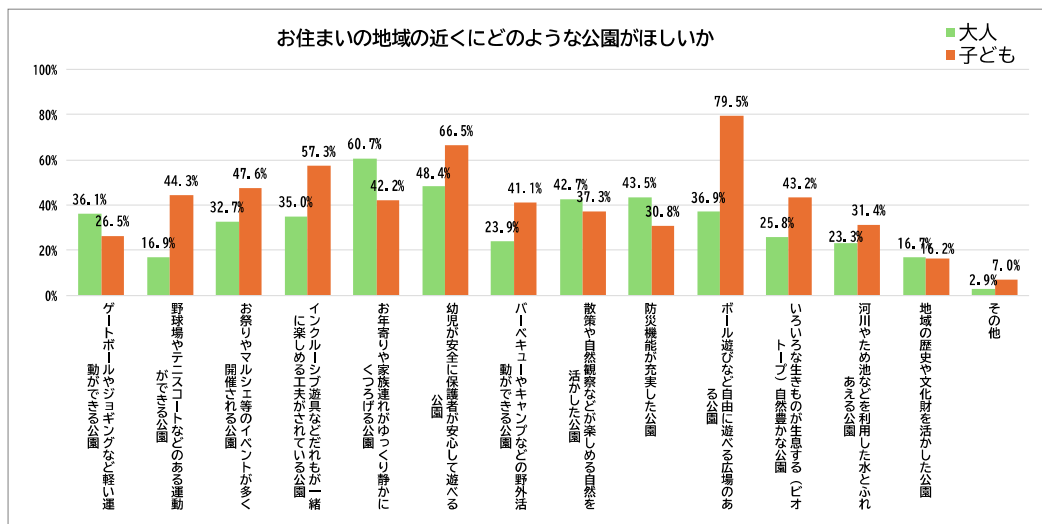


Q. お住まいの地域の近くにどのような公園が欲しいですか。

○大人が欲しい公園は「お年寄りや家族連れがゆっくり静かにくつろげる公園」が最も多く約61%を占めており、次いで「幼児が安全に保護者が安心して遊べる公園」が約49%となっています。

○子どもが欲しい公園は「ボール遊びなど自由に遊べる広場のある公園」が最も多く約80%を占めています。

○その他自由意見として、健康志向の高まりからジョギング、ウォーキングコースのある公園やドッグラン、音楽イベントが開催できる公園が欲しいという意見がありました。



主な自由意見

- ・ バスケットボールやサッカーなどのボール遊びやスケボーができる公園
- ・ 雨天でも遊べる屋内遊具（プール等）のある公園
- ・ 散歩・ジョギング・ウォーキングのコースのある公園
- ・ ドッグラン等のある公園
- ・ 運動用遊具のある健康づくりのための公園
- ・ カフェのある公園
- ・ 音楽イベントができる公園 等

Q. お住まいの地域の近くの公園について、自治会でルールを作ることについてはどのようにお考えですか？（自由意見）

○自治会で公園のルールを作ることに関して、肯定的な意見が293件、否定的な意見が90件ありました。

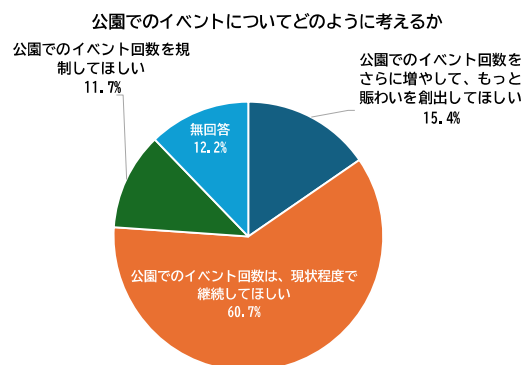
○肯定的な意見の中には、具体的に必要なルール内容や、ルールを作ることには肯定的であっても、以下のように一部懸念があるといった意見がありました。

○否定的な意見は主に、自由に遊べる場がなくなることや、ルールを作ること自体が自治会の負担になる等が挙げられました。

肯定的な意見	否定的な意見
【ルール内容】 ・利用時間の規制 ・ボール遊びの規制 ・騒音の規制 ・ゴミ放置等マナーに関する規制 ・電動キックボード・スケートボードの規制 ・火器（花火や喫煙等）の規制 ・ペットに関するマナー 等 【懸念点・アイデア】 ・自治会でのルール作りの際にトラブルが生じる可能性がある ・地域ごとの検討により柔軟なルールを作れる ・多世代（子ども含む）の意見を反映したルール作りが重要 ・各自治体で公園清掃を当番制にする ・ルールを作るならば周知が必要 等	【主な否定的な理由】 ・利用者が少ないので必要性を感じない ・目的のないルールを作る必要はない ・迷惑をかけなければルールは不要 ・自治会ではなく市の統一したルールが必要 ・なるべく規制せず、自由に遊べる公園が理想 ・騒音に関するルールは娯楽性を損ねる ・子どもがのびのびとボール遊びができなくなるのは困る ・自治会ルールでは高齢者の意向ばかりが反映されたルールになる ・自治会でルールを検討すると自治会の負担が大きくなるのではないか 等

Q. 公園でのイベントについてどのようにお考えですか。

○公園でのイベントについては「公園でのイベント回数は、現状程度で継続してほしい」が最も多く約61%を占めており、次いで「公園でのイベント回数をさらに増やして、もっと賑わいを創出してほしい」が約15%となっています。



Q. 公園でのイベントについてどのようにお考えですか。（自由意見）

○肯定的な意見としては、イベントの回数を増やしてほしいことや、より多様なイベントを開催して市や公園の魅力をより発信していくことが望まれています。

○否定的な意見としては、イベントの騒音や駐車場不足、周辺道路の渋滞等が挙げられました。

○一方で中立的な意見や提案もあり、イベントの周知に力を入れるべき、静かに過ごせる公園との住み分けが必要といった意見も挙げられました。

肯定的な意見	否定的な意見
・桜まつりのステージ参加できる組数を増やしてほしい ・多様なイベントが増えてよいと感じる ・現状の回数がちょうどよく感じる ・もっとイベントの回数を増やしてほしい ・河跡湖公園でのイベントを増やしてほしい ・音楽・バンド等を生で聴けるイベントを開催してほしい ・有名アーティストの音楽フェスやドラマのロケ地として活用し、魅力を向上させる ・若者を呼び込むようなマルシェやイベントを増やすべき ・イベントで他の地域の方と出会えるため面白いと感じる 等	・芝の上にキッチンカーは芝が痛むのではないかな ・イベントの際に他の用があっても駐車場が満車で停めることができない ・音楽の音量が大きすぎる ・イベントの費用を公園の維持管理に使ってほしい ・公園は市民のためのものであるためイベントは不要 ・イベントの際に渋滞が発生して迷惑 等
中立的意見および提案等	
・誰でも行きやすいイベントにしてほしい ・イベントを多くしても知らない人が多いと思われるため、宣伝に力を入れるべき ・土日のイベントは仕事の都合で行けない人もいるため、平日のイベントがあってもよいのではないかな ・ゆったり過ごせる場所とイベントができる場所の住み分けができるとよい ・イベントの数を減らしつつ、規模の大きなイベントを開催してほしい 等	

(4) 都市公園に関する課題

◆持続可能な公園整備

- ・市民一人当たりの都市公園の面積は、17.26㎡/人であり、都市公園法施行令の標準10㎡/人を上回っています。また、将来人口推計によると、本市の人口は今後も減少が続くと予測されていることから、現在の都市公園を維持すると市民一人当たりの都市公園面積はさらに増えることになります。
- ・都市公園の配置状況をみると、特に宅地開発のされた地域では、地域の中でも特徴がなく、同じ機能を持つ公園の誘致圏域が重複している箇所がみられます。

◎都市公園の利用・配置状況や地域ニーズ、都市全体の量的整備水準等を考慮した上で、既存の公園を十分に活かし、一層柔軟に使いこなすといった国の視点も踏まえた画一的ではない魅力ある公園づくりが求められています。

◎その上で将来を見据え、都市公園の機能再編・分担、統廃合についても検討していく必要があります。

◆都市公園の維持管理

- ・市内の多くの公園は、供用開始から40年以上が経過した公園が約4割を占めており、供用期間の長い都市公園では、老朽化した施設や老木化・巨木化した公園樹木が存在します。
- ・今後、人件費高騰などにより都市公園の維持管理費は上昇していくと予想されます。
- ・都市公園の日常管理は、地元自治会にお願いしていますが、高齢化の進展や担い手不足などにより側溝清掃や市民清掃などと同様に自治会活動が困難になりつつあります。

- ◎都市公園の維持管理について、すでに公園管理の一部をパークレンジャーなどの団体と連携して行っている自治会もあり、市民協働を取れ入れた公園管理のあり方については、今後、検討していく必要があります。
- ◎公園施設の更新は、各務原市公園施設長寿命化計画に基づき計画的に実施していく必要があります。また、新たな財源の活用も検討する必要があります。

◆都市公園の利活用と新たなニーズへの対応

- ・市民アンケート結果によると、子どもが欲しい公園は「ボール遊びなど自由に遊べる広場のある公園」が最も多く約8割となっています。また、バスケットボールやスケボーができる公園を求める声もあります。
- ・自治会で公園のルールを作ることにに関して、多くの肯定的な意見がありました。
- ・今後の施設更新やリニューアルの際には、公園の質の向上を念頭に遊具等の施設の充実、休憩施設の充実、バリアフリー化等、地域ニーズに対応した「行きたいと思える公園」にしていくことが求められています。
- ・市民アンケート結果によると、「公園でのイベント回数は、現状程度で継続してほしい」が最も多く約6割を占めています。一方でイベントによる騒音や駐車場不足、周辺道路の渋滞などの課題も挙げられます。さらに静かに過ごせる公園を求める声もあります。

- ◎多様なニーズに対応するため施設の増設・更新により公園機能の充実を図ることや隣接公園との機能再編・分担により応えていく必要があります。
- ◎新たなニーズの実現のために必要な諸条件をあらかじめ提示するなどして、地域内で話し合いが公園づくりに活かされるような取り組みについて研究する必要があります。
- ◎市民公園や学びの森のように、河跡湖公園や各務野の自然遺産の森など広大な面積を有する近隣・地区公園については、より利活用されるように社会実験を通してニーズを把握する必要があります。

(5) 都市公園の管理の方針

市内には地域に身近な街区公園から広域的な拠点となる近隣・地区公園、国や県が管理する公園など多種多様な公園が存在しています。また、公園の多くは、昭和40年～50年代に整備されており、適切な維持管理や更新が必要となっています。今後も、都市公園が安全で安心して利用でき、子どもの遊び場、親同士・地域住民との交流機会の場となるよう適切に管理していく必要があります。そこで以下のとおり都市公園の管理の方針を定めます。

①公園施設の点検

公園施設については、「公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成27（2015）年）」が示されたことや都市公園の維持修繕基準が法定化（平成30（2018）年）されたことから、これらの内容に沿って公園施設の適切な維持管理を継続していきます。

◆遊戯施設について

遊戯施設は、子どもが直に触れて利用する施設であるため安全確保の必要性が高いことから、都市公園法施行規則に基づき年1回の点検を行います。

【都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準】

◆維持修繕に係る技術的基準の内容

公園施設全般について

- ・適切な時期に、巡視を行い、清掃・除草等公園の維持のため必要な措置を行う。 令第10条
 - ・公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。
 - ・点検等により異状を把握したときは、必要な措置を講ずる。 等
- 特に、遊具については、安全性確保の必要性が高いことから、
- ・点検頻度について、年1回を基本とする。 規則第3条の2
 - ・点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。



遊具点検状況



遊具点検状況

◆一般施設について

一般施設（遊戯施設以外の公園施設）は、公園施設長寿命化計画策定指針に準じて5年に1回の点検を行います。また、作業の効率化及び予算の平準化の観点から公園数を考慮して、市内を5地区に区分し点検を行います。

一般施設（例）：ベンチ、東屋、トイレ、フェンス、照明灯など

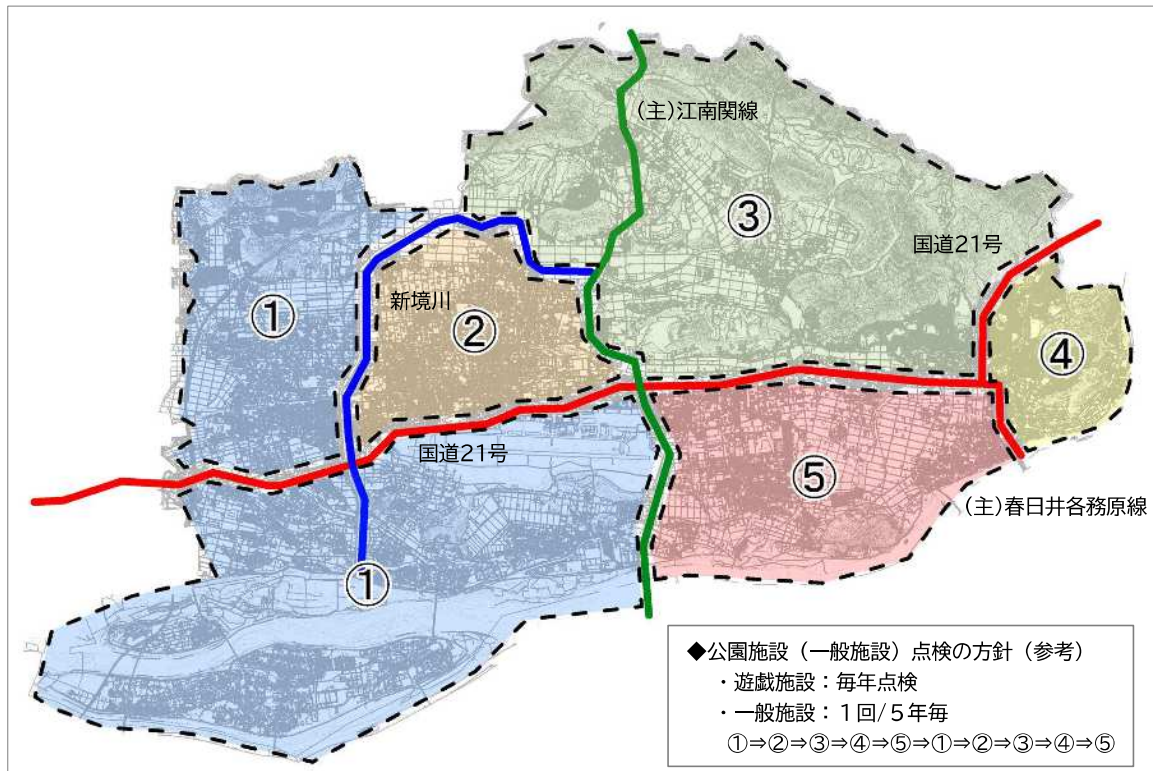


図 公園施設（一般施設）の点検計画例

②公園樹木の適正管理

公園利用者への緑陰の確保や良好な景観形成に資する樹木については、公園開設から月日が経ったことにより樹木の老木化・巨木化が進み、隣接地への越境や見通しの確保、倒木や枯れ枝の落枝などによる被害の危険性が高まっています。

このため、職員によるパトロール時の日常点検に加え、樹木医による点検を実施し、公園利用者の安全確保に努めます。また、倒木の危険性が高い樹木については、樹木医の診断のもと更新をしていきます。



倒木状況

③都市公園の日常管理

公園における管理の形は、指定管理制度やPark-PFI制度など多様化しています。地域に身近な街区公園については、地域住民と一体となって公園運営を図るため日常管理を自治会に委託してきました。今後も身近な都市公園に愛着をもっていただくこと、地域コミュニティ活動の機会創出の観点からも市民協働で公園管理を継続していくこととします。また、すでに一部の地域で行われているようにパークレンジャーなどの団体と連携しながら管理ができるようにマッチングを支援するとともに、地域ごとに異なる管理状況・体制の把握に努めます。

市中心市街地に位置する学びの森は、広大な緑地空間を有し、多くの市民に憩いの場として利用されています。今後も、居心地の良い、より一層魅力的な緑の空間を創出するため、芝刈りや草刈り、高木から低木の剪定など、公園全体の緑地維持管理業務を民間事業者の専門知識や機動力、デザイン力などを活かしたトータルマネジメント（高度な管理水準）によって、緑の一括管理を実施していきます。この手法により、質の高い管理ができていることから他の広大な緑地を有する公園等についても、民間活力の導入を検討するなど効果的な管理方法を検討していきます。



公園の日常管理

（６）都市公園の整備の方針

都市公園は、都市の環境保全、防災性の向上、都市景観の形成、レクリエーション活動の場など様々な役割を果たしています。これまでの緑の基本計画に基づいた公園整備の取り組みにより、市民一人あたりの都市公園面積は約17㎡/人となりましたが、未だ身近な公園が不足する地域が存在することや、開設から長い年月が経過した公園では公園施設の老朽化などの課題があります。そこで、都市公園の課題を踏まえ、今後の整備の方針を定めます。

①公園整備

- (a)都市公園の新規整備については、自治会要望（ボトムアップ）を受けて居住誘導区域を優先に、身近に公園（街区公園）がある地域の拡充を目指します。ただし、整備にあたり、確保できる用地の規模、既設公園の誘致圏域との重複、地域ニーズの高まり等を総合的に検証して新規公園の必要性を判断します。
- (b)開設から長い年月が経過した公園や施設全体が老朽化している公園については、ワークショップを通じて地域ニーズを反映した上で、再整備の内容を検討します。また、再整備についてはバリアフリーに対応した整備とします。
- (c)公園施設については、今後も公園施設長寿命化計画に基づき、管理費の縮減や予算の平準化を図りながら計画的に公園施設を更新していきます。また、遊戯施設や健康遊具、トイレ（洋式化含む）については地域ニーズに対応した施設を設置します。
- (d)近隣公園や地区公園などの広域的な誘致圏域をもつ公園や歴史公園などの特殊公園については、地域ニーズや事業規模、整備目的などを整理した上で必要があれば整備を検討します。その際の整備手法について、市内で事例のあるPark-PFI制度など多様な手法を検討します。
- (e)現在、整備を進めている新総合体育館総合運動防災公園は、引き続き完成に向けて整備を進めます。
- (f)前計画に公園整備を行う方針が示されていた（仮称）城山公園は、事業区域や整備内容を見直し、城山を核とした良好な風致の保全と活用を目的とした整備を検討します。
- (g)グリーンインフラを推進する視点から、公園内へのレインガーデン等（浸透側溝・貯留施設）の整備を推進します。
- (h)市街化調整区域において、子どもの遊び場として大きな役割を果たしている自治会管理の子ども広場については、引き続き補助制度を継続し支援していきます。
- (i)「各務原市の市街化調整区域における地区計画の運用基準」に基づき土地利用が図られる場合には、地域の憩いの場となる公園の整備について検討します。
- (j)開発行為による公園・緑地の設置については、小規模公園の利用状況や維持管理費の負担増加から将来を見据えた適正な規模・配置となるように、指導・誘導します。



ワークショップの様子

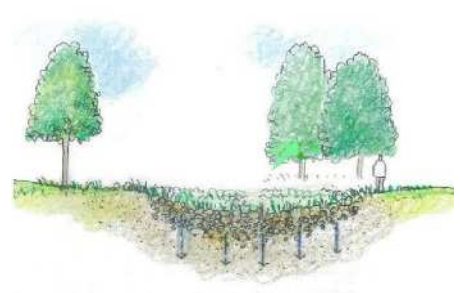
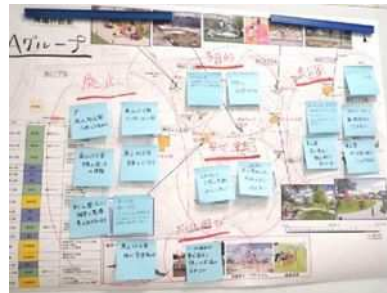


図 レインガーデン（イメージ）

◆街区公園（既設）整備検討フロー

→ : 該当する → : 該当しない

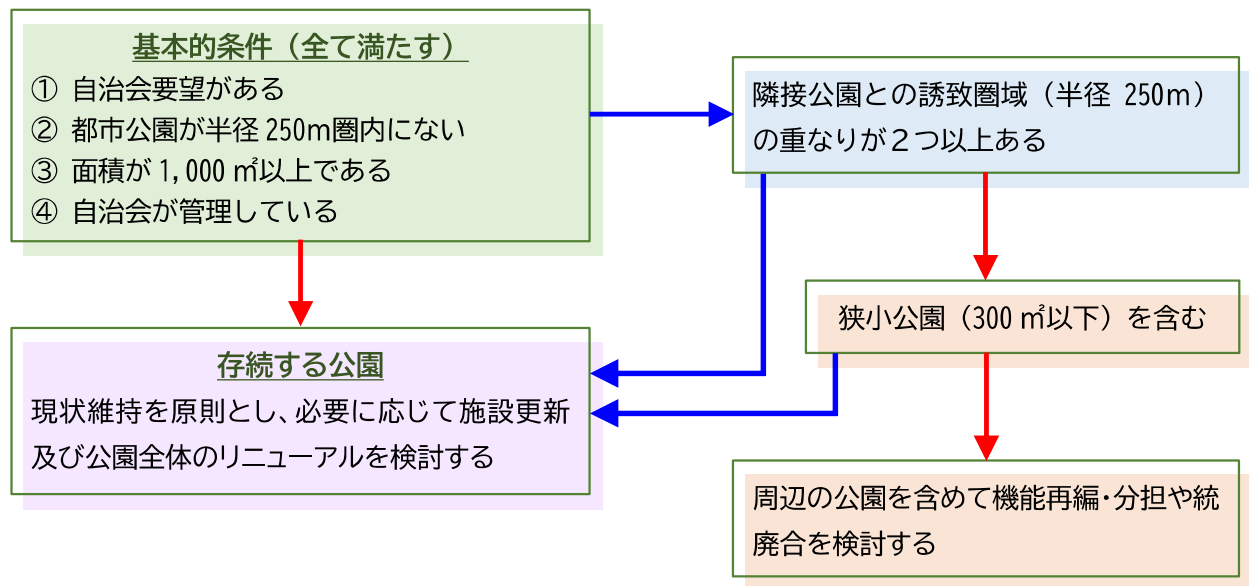


図 街区公園（既設）整備検討フロー

◆街区公園（新設）整備検討フロー

→ : 該当する → : 該当しない

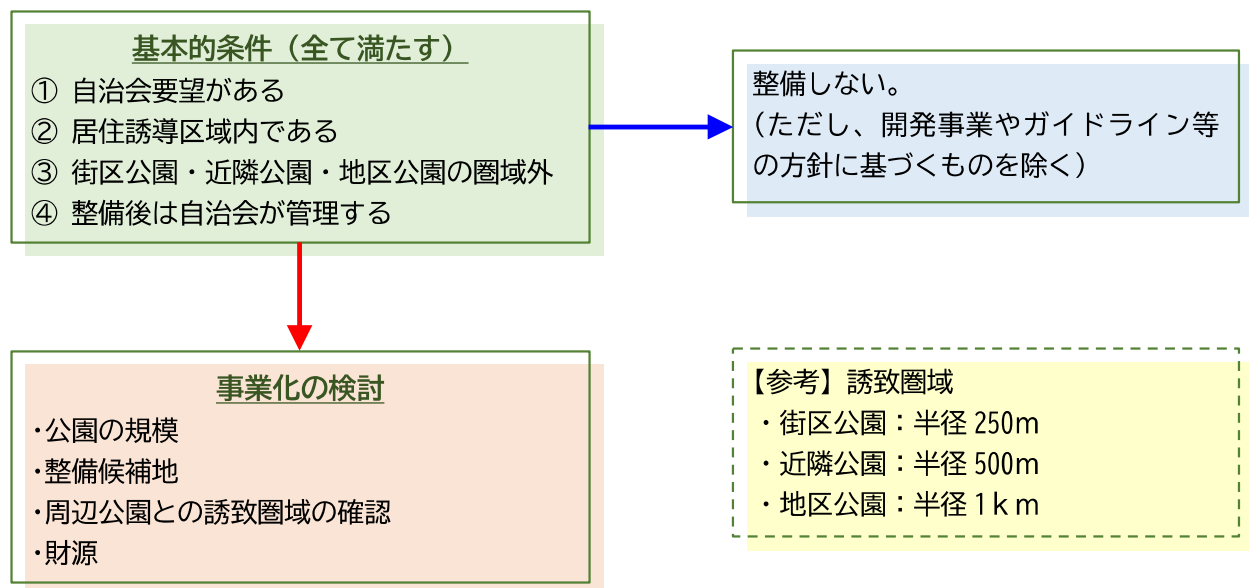


図 街区公園（新設）整備検討フロー

<都市公園の廃止について>

都市公園は、緑のオープンスペースとして、憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有しており、市民の貴重な資産として存続を図ることが必要です。このような趣旨から都市公園法第16条に「都市公園の保存」規定が設けられ、一部の場合を除き、都市公園の区域の全部又は一部について、みだりに廃止してはならないとされています。

しかしながら、都市公園法運用指針には、地域の実情に応じて都市機能の集約化の推進等を図るため、廃止することが存続させるよりも公益上より重要であると判断した場合には「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えないとされています。

そのため、廃止の検討を行う場合には、公園の利用・配置状況や地域ニーズ、都市全体の量的整備水準等を考慮した上で、慎重に判断することとします。

【都市公園法（抜粋）】

（都市公園の保存）

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

【都市公園法運用指針（抜粋）】

今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合には、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。

なお、都市機能の集約化の推進等を図るため都市公園の廃止を検討する場合には、主として以下の点に留意されたい。

- ・人口減少の進行の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保をさらに進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること
- ・都市公園の再編による公園面積の増減は判断要素の一つではあるが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること
- ・立地適正化計画、公共施設等総合管理計画等の都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと
- ・都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること

②都市公園のトイレのあり方

市が管理する都市公園のうちトイレが設置されている公園は、68箇所70基です。

トイレの維持管理費や更新費の負担が大きくなっていることから今後の都市公園のトイレのあり方については、公園ごとのトイレの利用状況や管理状況・体制を踏まえ、以下のフローに基づいた検討を行います。新たに設置するトイレについては、バリアフリー対応のトイレとします。



バリアフリー対応トイレ

◆トイレ検討フロー

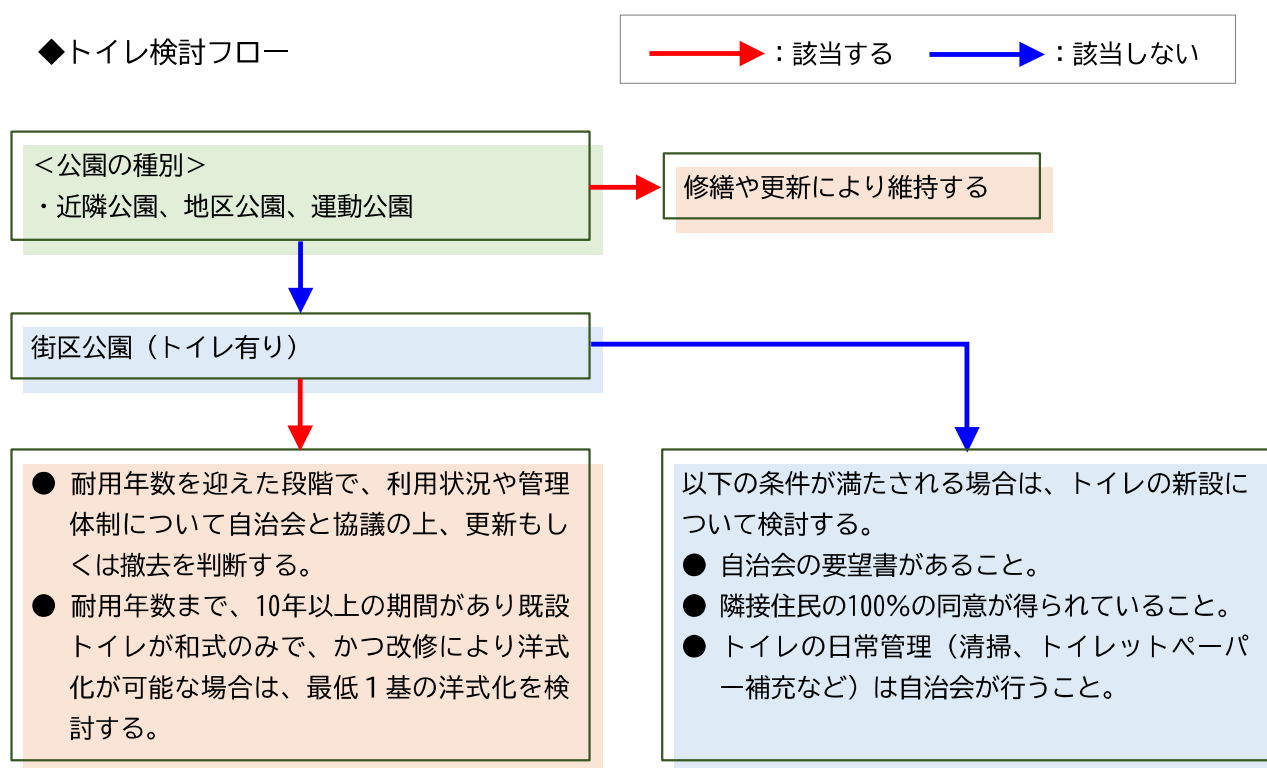


図 トイレ検討フロー

③新たな公園の活用について

◆背景

公園は多くの人々がルールを守って利用している地域にとって大切な場所です。しかしながら、近隣の皆さんからは、騒ぐ声大きい、ボールの音が響く、ボールが家に飛び込んでくるなど、改善を求める声があります。今まで市は、トラブルを回避するためにやわらかいボール以外でのボール遊びを禁止する看板の設置などで対応してきましたが、その一方で、子どもたちからは「もっと自由に遊びたい」「ボール遊びできる公園が欲しい」との意見や、市民アンケート調査結果では、公園でのボール遊びに肯定的な意見も多いことから、公園利用のルールについて、地域の皆さんで話し合っ、公園ごとにルールを決めるなど、日常の公園利用に関する課題を自治会単位で主体的に解決できるようにします。行政主導の公園利用ではなく、皆さん1人1人が関わる公園づくりを進めていきます。

◆目的

- ◎こどもまんなかまちづくりに向けて、子どもたちが自由に遊べる公園など、「特色ある公園」を増やしていくこと
- ◎利用者や近隣住民にとっても居心地のよい公園を増やしていくこと
- ◎公園が地域の皆さんで支えるものになっていくこと

例えば・・・
 ・ボール遊び
 ・花火
 ・BBQ
 ・自転車

統一的な公園利用ではなく、地域の皆さんがみんなで話し合えば、ルールは変えられます！

◆条件

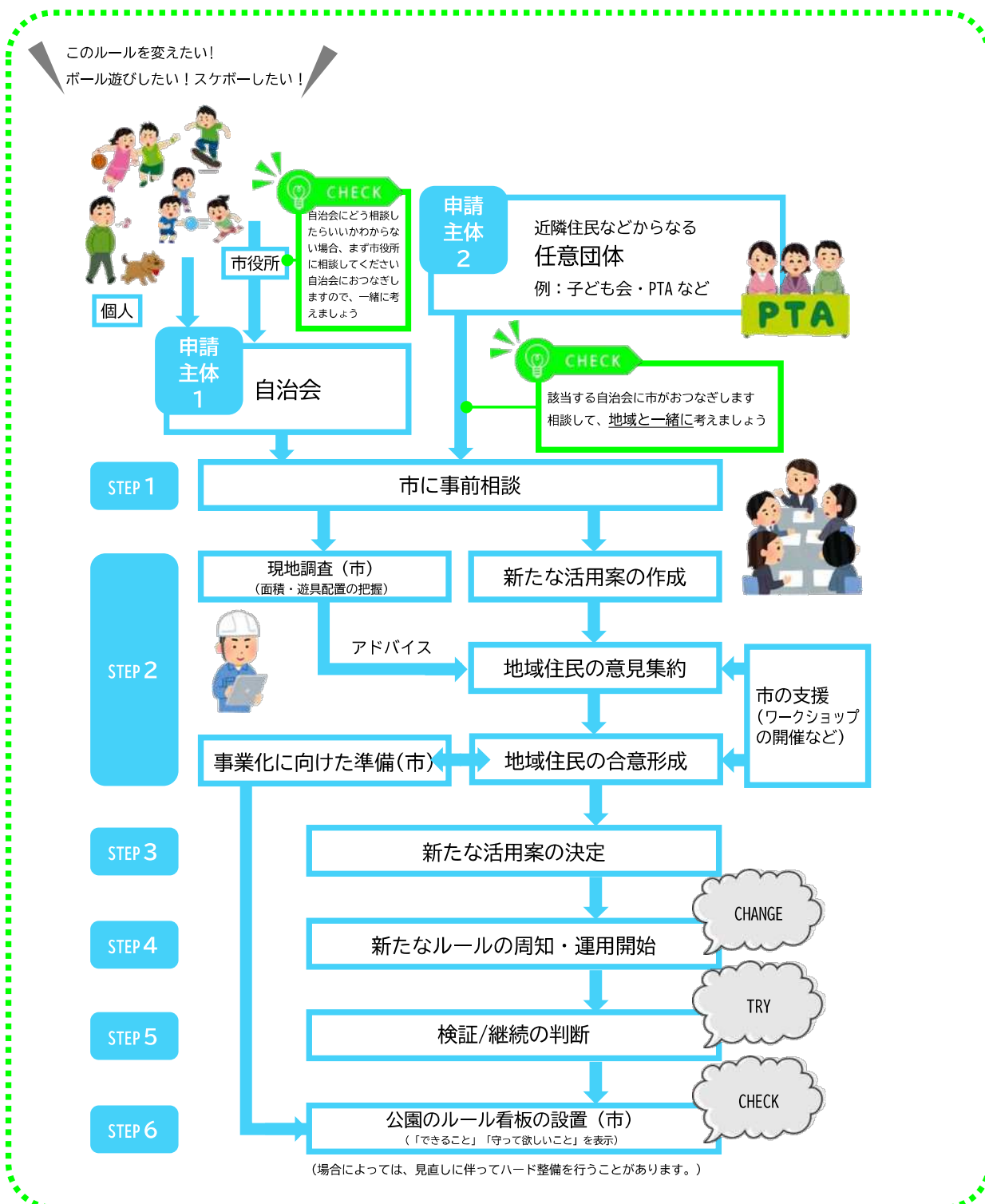
新たな公園の活用には、以下を条件とします。

- ①地域住民の意見が集約されていること
- ②地域住民が合意していること

※ここでは、公園利用ルールの見直しによるソフト面の改善から公園の課題解決を図ることを目的とします。また、場合によっては、見直しに伴ってハード整備を行うことがあります。

◆フローチャート

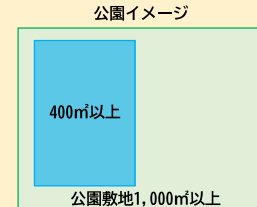
身近な公園の新たな活用に向けたフローチャートを、以下に示します。



コラム

防球ネット設置の具体例

- 自治会もしくは団体（以下、要望者とする）の要望書があること。
- 騒音や安全面に対する近隣住民の100%の同意が得られていること。
- 設置後の苦情等については要望者で対応すること。
- 施設利用のルールは、要望者が自治会と調整を図り作成すること。
（ルール看板は市が設置）
- 公園面積1000㎡以上かつネットで囲まれる面積が400㎡以上確保できること。



参考：ドッジボール $15 \times 24 = 360 \text{ m}^2$ キックベース $18 \times 18 = 324 \text{ m}^2$ 3×3 コート $15 \times 11 = 165 \text{ m}^2$
フットサル $16 \times 25 = 400 \text{ m}^2$ キャッチボール距離 = 18.44m

- 防球ネットの高さについては、5m（一般住宅の2階窓）を基本とする。

効果

- | | |
|----------------------|------------|
| ボールを追いかける子供の道路への飛び出し | ⇒ 防ぐことできる |
| 隣接敷地にボールが飛び込む被害 | ⇒ 大幅に軽減できる |
| ボール遊びが他の公園利用者に迷惑となる | ⇒ 常に配慮が必要 |

<参考>防球ネット設置高さについて



高さ5mで一般住宅の2階窓はネットで覆われる（計測：朝日東公園）

施設設置の具体例（スケボーのセクション、バスケットゴールなど）

- 自治会もしくは団体（以下、要望者とする）の要望書があること。
- 騒音や安全面に対する近隣住民の100%の同意が得られていること。
- 設置後の苦情等については要望者で対応すること。
- 施設利用のルールは、要望者が自治会と調整を図り作成すること。（ルール看板は市が設置）
- 要望者が主体となり、施設周辺の清掃等の管理を定期的に行うこと。

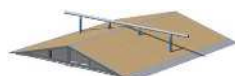
施設（例）



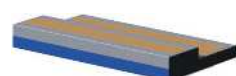
ファンボックス



フラットレール



バンク to バンク



マニュアルパッド



バスケット
ゴール